

『志多良』の序文をめぐって

黄色 瑞華

一

『志多良』（一茶自筆稿本・美濃判三冊、代田冬蛙氏旧蔵）は、文化十年（一茶五十一歳）の句文を中心に、知友の句文や古俳書の抜き書きなどによる。また、書名は巻二・三の内題「志多良二」、「志多良三」^{注1}による。

家庭不和の解消と一家の口べらしのために、荒奉公に出された一茶が、「くるしき月日おくるうちに、ふと諧々たる夷ぶりの俳諧を囀りおほ^{注2}」え、葛飾派に縁を得て素丸の家の小者から執筆役に抜擢され、二六庵を継承して、竹阿ゆかりの西国行脚も体験した。行脚中には、京阪や西国の大宗匠たちとの親交も得た。また、旅の記念集『旅捨遣』（寛政七）、『やうば笠』（寛政一〇）の上梓もはたした。

長途の行脚を終えて、江戸へ帰った一茶は成美の知遇を受け、道彦や巢兆などの一流俳人とも親交を給んだ。だが、江戸の宗匠として門派を張るまでには至らず、再度、両総・安房方面を巡回して、口を糊していかなければならな^{注3}かった。

文化七年五月、抗争中の父の遺産問題は座礁、「取極一札之事」も復古同然となって、ついに「古郷やよるもさはるも茨の花」と吐き捨てた。肩を落して江戸へもどった一茶には住むべき方があるわけでも、生活をともにする家族

があるわけでもなかった。まして、生活の基盤となるような資産があらうはずもなかった。『我春集』の序文は、そういう窮地に立った一茶が、起死回生の願いをこめて、守谷を拠点に下総一帯の俳士たちの鳩合を図ろうとしたものと見てよからう。

『我春集』の序で、観念的・通俗的な俳諧を批判した一茶は、生活実感を重んじた新しい俳諧を主張し、みずからそれを積極的に実践しようとした。具体的には、「黒土や草履のうらも梅の花」「春雨に大欠ビスル美人哉」(『我春集』所収)というような句を詠み、「月花や四十九年のむだ歩き」「花の月のとちんぶんかんのう世哉」(『我春集』所収)と、それまでの作句姿勢を自嘲したのだった。

観念的・通俗的句風を排し、自身の詩に忠実に生きようとする決意に誤りはない。また、それを積極的に実践しようとする姿勢にも誤りはなかった。だが、『我春集』に具体的に示された俳風は、相変わらずの俚俗的・田舎風とも称すべきものであった。その発想や題材の取り方において、用語や季語の働かせ方において、それまでの一茶調を出るものではなかった。したがって、中央俳壇においては言うに及ばず、一茶自身の周辺においても、従前に比すべき変化はなかった。

文化八年十二月、一茶は十九日に江戸を立ち、流山・馬橋を経て二十二日布川に入って越年。翌文化九年正月十五日、同所の月船宅における「日侍」に加わり、その折のできごとを題材に『株番』の序を書いている。

賢者ぶった男が、「今年の初午は、丙午に当たっており、しかも大火地火に当たる。これは六十年に一度の大凶日で、その月は地から火が起こり、煙は大きく燃え広がって、その災は野辺の馬にまで及ぶという。だから、つつしまなければならぬと、鹿島の事触が告げていった」と言う。これを聞いていた老人が、「それは事触のあてずっぽうだろう。大火は天火のまちがいで、今年の初午はことのほか暖かであり……火の用心はなざるに越したことはないが、それさえ気を付ければ、何の心配もなからう。」と言う。主人が持ち出してきた曆を見れば、確かに「大火地火」

とある。それを見たさきの老人は、「昔、長頭丸の句に、『螢もや曆にはなき天火地火』というのがある……」とやり返した。人々は口をそろえて、正真正銘の栗の花が咲いても、木は櫛の木というたぐいの僻言を言うな。伊勢の曆は上は万乗の君から下は乞食にいたるまで、こぞって規矩となすものだ。何の誤りがあるろう。まして、そなたのようなみずぼらしいなりをした者の知ったことか。」と言って大笑いした。

この話を受けた形で、一茶は次のように述べている。

是万人の定たる大火さだめによらんや、一人の極きはめたる天火にしたがはんや。思ふにふたつながら非なるべし。前日の日しかくゝの事あれば、必かならずあらんと思ひこみて、空しき株くびかせを守る輩かたがにぞありける。

されば我らがたまゝ練出せる発句といふものも、みづから新しきとはこれば、人は古しとあざける。ふたゝびよくく見れば、人の沙汰する通りいかにも古く、ほとくおのが心にもうんじ果て、三日ばかりも口を閉とつれば、是又木偶人のごとくへんてつもなく、よしく汝はなんぢをせよ、我はもとの株番。

(『株番』序)

伊勢の曆にあるから間違いない、という考え方は観念である。一茶は前年の『我春集』の序で、それを「茨、おどろおのがさまくにしげりあて、蛭、子子とこころ得顔をにおどりつつ」と批判した。そして、「よりく魂の僕を洗ひ、つとめて心の古みを汲みほさ」と、新しい俳諧を主張したのだった。ところが、それが時の俳壇に影響を与えるどころか、守谷界隈の俳人を鳩合することさえむずかしかった。

『株番』の序に引く「衣のきたなげなる」老人に対する一座した人々の声、「伊勢の曆は上は万乗の君から下は乞食にいたるまで、こぞって規矩となすものだ。」は、そのまま巢兆や道彦や成美などの都会的な洗練された俳風に対する俳壇の評価と考えてよからう。時の俳壇がその「規矩」となす世界は、まさに、これら都会派風流士たちが示し

た清雅洒脱の俳風であった。

また、「そなたのようなみすぼらしいなりをした者の知ったことか」は、この老人に対する一座の言を仮りて、作者自身に対する周辺の目を代弁させたものと見てよからう。確かな生活の基盤を持って、風流三昧に生きる都会派の宗匠に対する劣等の意識と見てよからう。一茶は「万人の定めた大火の説によったものだろうか。それとも一人が決めた天火の説に従ったものだろうか。思うに二つながら非なるべし。前日しかじかのことがあったから、今日も必ずあるだろうと思ひ込んで、空しく株くびかせを守るたぐいであろう。」と言う。多勢が志向する清雅洒脱の俳風が唯一の世界ではなからう。また、自身が主張する生活実感に根ざした俚俗的俳風が唯一の世界ではなからう。そして、「いづれか一方を取り他を俳するというのは誤りと言うべきであると言うのである。そして、「みすぼらしいなり」をしているがゆえに、その人の主張には耳を傾けようと思ひやしない、そんな連中にはあいそがつかたと言っているのである。「みすぼらしいなり」をした老人の上に自身の姿を重ね、守谷における門派形成の失敗の因を見ているのである。したがって、『株番』の序の結び「よくく、汝はなんぢをせよ、我はもとの株番は、みずからの愚を悟り、それに徹しようというようなものではなく、独特の開き直りと見なければならぬ。^{注4}

一一

一茶が門派の形成を考えはじめたのは、月並俳諧の興行に手をそめた文化初年のころと思われる。「今の俳諧者を見るに真の風雅にあらず。風雅を売る人なり。予もしばらく其徒そのを逃るべからず。」(『其日ぐさ』)という竹阿の自戒は一茶が十分に承知するところだった。投句料を取り、それによって糧をえ、寄句の数によって俳壇内の位置を競うことは「真の風雅」にはほど遠いことである。しかしながら、成美のような存在は別として、乞食の俳諧師たちにとっ

て、それが唯一の生産手段であったことも事実であった。

出句料を二十四文ときめ、祇兵を催主に仕立てた月並の興行も思うようにならず、『我春集』序の企ても失敗に帰した。そして、一峨に荷担しての今日庵再興の企ても、葛飾派五世白芹の逆鱗に触れることになる。^{注5}

「よし／＼汝はなんぢをせよ。我はもとの「株番」、すなわち、「お前たちはお前たちの思うようにせよ。おれは、おれで自分の道を行く。」そう開き直った一茶は、六月十二日江戸を立ち信州柏原へ向かう。柏原到着は同月十八日、帰郷の目的は父の遺産分配の交渉であった。八月十二日、この回の交渉を打ち切って柏原を立つまで、その交渉は執拗に重ねられたものと思われる。

江戸へ帰った一茶は、再度足しげく下総地方を巡回するが、十月二十七日秋元双樹が逝き、また強力な後援者の一人を失なうことになった。十一月十七日、一茶は柏原帰住を決意して江戸を立つ。このとき、「送帰旧里」と題した「碓氷では時雨よ杖は軽くとも」(一峨)、「吾妻のそらは小春なり」(一茶)の付合(『茶翁聯句集』所収)を残している。柏原到着は同月二十四日、「是がまあつひの栖か雪五尺」はその折の感慨である。

文化九年末から翌文化十年にかけての、一茶の動静を略記すれば次のごとくである。

十一月

24日 柏原に帰着。

27日～29日 古間・毛野・大倉に赴く。

十二月

1日～15日 浅野・長沼・毛野・古間に赴く。

21日～23日 野尻に赴く。

24日 丘右衛門の借家に入る。^{注6}
文化十年一月

4日～19日 長沼・浅野・江部に赴く。

19日 申の刻柏原に帰着。亡父十三回忌取越法会逮夜に加わる。

20日 朝、亡父十三回忌取越法会。

21日 明専寺へ寺詣。^{注7}

23日～24日 亡母の里二之倉へ赴く。

26日 父の遺産をめぐる紛争和解。^{注8}「熟談書附之事」^{注9}成立。同日中に野尻へ赴く。

27日 柏原に帰着。

30日 古間に赴く。

二月

1日～引き続き、古間・浅野・長沼・津野・江部・六川・善光寺・毛野を巡廻。

三月

1日 柏原に帰着。

4日～5日 二之倉・古間に赴く。

13日～14日 野尻・二之倉に赴く。

17日～29日 毛野・長沼・村山・浅野・古間などを巡廻。

文化九年十一月二十四日、その日は晴れだった(『七番日記』)。雪に埋れた終の栖を前に深い感慨を覚え、「是がまあ

つひの栖か雪五尺」と詠んだ。歓迎されない生家に足を踏み入れて、「蟬の鳴く／＼這入る衾かな」とも詠んだ。

翌二十五日、二十六日は雪のため生家に籠り、二十七日には古間へ出かけ、以降、毛野・大倉・浅野・長沼に足を運んでいる。「瘦脛へざくり／＼と丸雪哉」は実感であろう。それをおしての巡廻である。古間には、小林雲居・木田白飛、毛野には滝沢可候、浅野には西原文虎、長沼には西島士英・住田素鏡・中村掬斗・松井松宇があり、六川には梅松寺の知洞、津野には正覚寺の二休があった。また、隣村野尻には、池田関之と石田湖光がいた。後日、いずれも俳諧寺一派をささえた人々である。

先述のごとく、一茶が柏原帰住のもう一つの目標が、そこに独自の門派を構えることにあったことは、こうした動きの中に察知できるのである。農民としての土への執着、風土への郷愁注10のほかに、柏原帰住を決意せざるをえなかった事情として、看過しがたいのである。

あれほど足しげく巡廻し、情熱を尽した両総での門派形成の夢はついに実を結ぶことがなかった。今、北信における門派の形成は、彼が最後の夢だったのである。だから、それこそ寸暇を惜しんで雪道に足を運ぶことになったのである。また、夏ごろから一茶の行動範囲が次第に広がっていくのは、門派の基盤が確かなものとなり、さらにそれが拡大されていったことを示す。『七番日記』四月の条には、「ケノ（毛野）ニ入、ス（須）坂沖右エ門・シバツ（柴津）佐介に逢ふ」というような記事も見える。「沖右エ門」も「佐介」も初見の名、積極的に人に会っていたことが知られる。また、五月の条には「八晴、六川ニ入」「十晴、大酒会」「十一晴、八田来。酒会議」という記事も見える。『七番日記』に、「西島」（西島士英宅訪問の意）、「丸山」（看齋）、「住田ニ入」（素鏡）などと、訪問先が明記されるのは、一月五日以降であり、訪問先で人に会い「ス坂沖右衛門、シバツ佐介ニ逢ふ」と記すようになるのは四月十二日以降である。

「西島」と記すのは、門派形成の意図をもって士英を訪ねたことを示し、「――に逢ふ」を、一茶の来訪を知って

駆けつけた人があったと見るのは無理であろうか。そう見れば、一茶が意図するような関係がかたまってきたのは、夏ごろになってからということになる。

北信一帯の俳士たちを鳩合して、強力な門派を形成しようとするのだから、前ぶれもなく人を訪ね歩いただけではむずかしい。さらに、高度な俳論が歓迎されるような地域でもないから、それはもっぱら同郷人として自然や風土を共感しながら、情を尽して連帯感を育てていかなければならない。したがって、歳暮の一か月間は柏原帰任のあいさつをする程度で精いっぱいだったと考えてよからう。一方、父の遺産問題の方はいっこうに進展をみない。十二月二十四日、一茶はいよいよ疲れ切って丘右衛門の借家に入ったと考えてよからう。

三

文化十年の歳旦吟は、「よ所並の正月もせぬしだら哉」「すりこ木のやうな歯茎も花の春」「門の春雀が先へ御慶哉」「ふがいない身となおぼしそ人は春」(『七番日記』)である。丘右衛門の借家での迎春は、「よ所並」を望むべくもなかっただろう。そんな生きざまを、世間は「ふがいない身」と見るだろう。『志多良』の序は、そうした状況下で書かれたのである。それは、これから率いて立とうとする北信の俳士たちの目を、意識して綴られたものであることは言うまでもない。

文化五年祖母三十三年忌墓参りの時になんありける。弟かたより古衾おこしたりけるに、しばらくして又武さし野にさすらへけり。其迹そのにて其衾そのいたく垢つきたれば、二倉にのくらなるゆかりの所にて洗ひ得させんとて、ばら／＼にほどきけるに、こはいかに、中に入いたるは綿にはあらで、襦袢むつぱんの果、あるは古雑巾などの、荒布のやうに黒くしぼしたるもの

にぞありける。かくては縫ひたらんとも暖きたしにはならじと、其ま箱におし込置たりけるを、ことし霜月廿四日父十三回忌といふに、はるばる古郷に來たりけるに、二倉の人、しかくのもの也とてかたられきを、よくく見れば、いかにも申さるゝ通り、都の乞食衆は爪はじきして嫌ふべき品也けり。

昔ある人継子をうとみて芦の穂の布子をなん着せけるといふ。むしろふくらかにして、いかで此ものよりあしからんや。さればぞ過しいつゝのころ、たゞならぬ閨の下冷に長の霜夜を泣明かせし事よと、前の寒迄思ひ出されて、よしなき罪を作り侍る。今も又あやにく玄冬素雪の折から來合せ、しかのみならずしかとしたるやどりといふものあらねば、必しもかゝる太雪に埋れ果なん。されど鉄臼が靈となりて鉄杵をとり殺さんも今さら古めかしく、とやせんかくやせんとさまよひけるを、情ある里人、家の小隅かしてとしとらせんとあるに、地獄にて仏見たらんやうにうれしく。師走廿四日といふにそこにうつりて、可候よりめぐみたる鳥の毛蒲団をかぶって大寒を凌ぎ、春甫に貫たる紙張を引張て裂風を防ぎつゝ、人ぐのかげにて漸酉の春にはなしぬ。

人並の正月もせぬしだら哉

一茶

情つららおのれを思ふに、ものゝ下の草性にやあらん。拈校(結梗)・かるかや、女郎花のたぐひ、茅又は薪の下に生へつゝ、永の月日をつかの間も伸ることならで、たま／＼上の物の尽る期あれば、盲龜のうき木にあへるごとく、日影めづらしくうれしげに見ゆれど、ほと／＼其色としもなく、さらに灯心のそよぐやうに、やをらいさみ、やをら娑婆の風に吹れつゝ、おのがさま／＼の姿にならんとすれば、又あらけなき荒筥にかけられつゝ、生涯さく事もなく、五十年の夢ける／＼さめて、たゞ／＼立枯るゝを待のみ。皆是前生の報ひのなす所なるべし。

世中の梅よ柳よくは春

文化十年正月一日

信濃国柏原 一茶認

右が『志多良』の序の全文である。前段は、作者自身が「昔ある人継子をうとみて、芦の穂の布子をなん着せけるといふ。」と書いているとおり、孔門十哲の一人・関子騫が継母にうとまれ、綿のかわりに芦の穂の入った衣を着せられたという故事をふまえたものである。したがって、事実関係は疑わしい。なお、一茶はこの故事に関心を持ち、『俳諧寺抄録』にも「連歌真ニ似たる人のいつはり／芦ノ穂ハかさねし衣の綿ならで」と記し、『おらが春』の第八話には、「子ばかりの蒲団に芦の穂綿哉 山崎宗鑑^注」(二三一)を引いている。

文化五年六月二十五日、一茶は日本橋久松町の松井宅を立って帰郷の途につき、高崎から榛名・長野原を経て草津温泉に行き(「草津道の記」)、そこから志賀高原を越えて湯田中を通り、七月二日に柏原へ入った。同日の日記(断簡)に、「むづかしや桐の一葉の吹れやう」「菝いづれの露に鳴終る」「御仏も杓子も虫に鳴かれけり」などがある。七月九日、安永五年八月十四日に亡くなった祖母かな(釈妙信)の三十三回忌取越法会があった。同日の日記(断簡)には、

九日 晴 老婆卅三年忌迨夜有

ことし八月十四日、老婆卅三回忌なれば、雲路を分けてはろく／＼来る其かひありて、七月九日取越してつとむとなん沙汰しける。おのれ三才の時、母のおやは身まかりぬ。老婆不便がりて、むつきの汚らはしきもいとはず、明暮背に負ひ懐に抱きて、人に腰を曲て乳を貰ひ、又首を下て薬を乞つゝ育けるに、竹の子のうき節茂き世「の」中もしらで、づか／＼伸ける。しかるに、八才といふ時、後の母来りぬ。其母茨のいらいらしき行迹、山おろしのはげしき怒りをも、老婆袖となり垣となりて助けましませばこそ、首に雪をいたゞく迄、露の命消へ残りて、古郷の空の月をも見ぬ。誠にけふの法筵に逢ふことのうれくありがたく、かくいふけふをさへ老婆の守り給ふにや。

秋風や仏に近き年の程

苦の娑婆と草さへ伏か秋の暮

苦のサバをつくく法師く哉

と記している。『父の終焉日記』は、これより後の成稿と考えられるから、これは一茶が継子としての感情を表面に出した最初の文章と見てよからう。一茶は、もちろん七月二日柏原帰着以降、他出の日以外は執拗に遺産の分配を迫ったものと思われる。また、母の里へ再三足を運んだのも、その対策協議のためと見てよからう。

十一月二十四日^{注12}、曲折の末ようやく弥兵衛（仙六）が折れて、「取極一札之事」の成立をみた。右にあげた日記断簡は、自分の主張が受け入れられずに激昂した一茶が、その感情をむき出しに書いたものである。

さて、『志多良』の序の冒頭は、祖母三十三回忌の墓参りのとき、弟かたより古衾をよこしたが、後日母の里で洗濯しようとしてほどこいたところ、「中に入たるは綿にはあらで、襦袢の果、あるは古雑巾などの、荒布のやうに黒くしぼしたるもの」だったというのである。七月二日帰郷した一茶は、そのまま生家に入り、右の日記断簡も生家の一室で書かれた。その後も、他に借家を求めたというような形跡はない。そうすると、「弟がたより古衾おこしたりけるに」という記述は不自然と言わざるをえない。仮りに、それを「弟がたより貸し与えられたる」と解してみても、「其迹にて其衾いたく垢つきたれば、二倉なるゆかりの所にて洗ひ得させんとて」の記述は通らない。また、『宗門帳』を見ると、弥兵衛とむくの間に子はなく、「襦袢の果」は、わざわざ入手しなければならない。

歳末の柏原は厳冬のさなかである。兵右衛門の借屋に一人寝て、その寒さの中に関子騫の故事を思い起こし、妄想を重ねていったものではなからうか。そして、弥兵衛方から差し入れられた蒲団が妄想の契機となったのかもしれない。

序の文中には、「ことし霜月廿四日^{父十三回忌}といふに、はるく古郷に來たりけるを」とあるから、この文章が書かれ

たのは、文化九年の歳末、それも二十四日に近い日と考えられる。

一茶は、文化五年十一月の「取極一札之事」成立後（実際には文化六年以降）、自身の所有となった田畑について年貢を納めてきた。分割相続した田畑、山林の収益があったからである。また、父没後の享和元年以降、毎年金一分の伝馬役金も納めてきた。これは父弥五兵衛の遺言によるものだが、「取極一札之事」成立までの享和元年から文化四年に至る七年間の収益は清算されていなかった。そこで、この間の田畑、山林の収益を元利合わせて受取りたい。さらに、享和元年以降、一茶分になっているはずの家屋敷についても、貸借料を受取りたいというのが一茶の要求であった。

十一月二日帰郷した一茶は、ただちにこの要求をつきつけたものと思われる。かかる要求が容易に入れられるはずはなく、当然のごとく紛糾を呼んだ。十一月から十二月末にかけての約二か月間で、次第に門派形成の基盤は整ってきた。だが、遺産相続にかかわる交渉はいっこうに進展しない。そんないらだたしさを、いっぺんにぶつけたのが、『志多良』の序であった。「人並の正月もせぬ」その因は、一方的に仙六方、特に継母に押しつけられている。

「情おのれを思ふに」以下の後段は、『おらが春』の第八話の原形と見てよからう。『おらが春』の第八話では、六川の熊野社で拾ってきた栗の実を庭の片隅に蒔いた。それが東隣の増築のために、その屋根から落とした雪の下になり、毎年一尺ほど伸びては折られ、七年たった今も一尺ほどで実を結ぶ力もない。それを受けた形で、「我又さの通り、梅の魁に生れながら茨の遅生（え）へに地をせばめられツム、鬼ばく山の山おろしに吹折れ（ふきををら）く、晴れくしき世界ニ芽を出す日ハ一日もなく……」と述べ、「なでしこやまはく木々の日陰花」「さるべき因縁ならんと思へば、くるしミも平生とは成りぬ。」と結んである。

「情、おのれを思ふに、ものゝ下の草性にやあらん」以下は、『おらが春』において、より具体的に六川の熊野社から拾ってきた栗の実に置きかえられる。「茅又は薪の下」は、増築された東隣の屋根から下された雪に、「あらけな

き荒筈」は、「鬼ばゝ山の山おろし」と、より象徴性を明確にしている。時間的にも精神的にも余裕をもって構想することが可能だったからである。

四

一茶の伝において、『志多良』の序は軽んじられてきたきらいがある。研究者たちが、この直後の一月二十六日に成立した「熟談書附之事」の文面のみを重視してきたのは、それがより正確な伝記資料だからであった。

『我春集』の序を分析、吟味し、月並俳諧のもくろみ、『株番』の序の真意などを検討することによって、一茶が柏原帰住を決意しなければならなかった彼の事情を推しはかることが可能である。そして、『志多良』の序は、それがいかに彼にとって深刻なものであったを考えるために、十分に検討されなければならないのである。

長年の夢であった門派の形成、それが江戸や両総では結実することはなかった。だが、「終の栖」と決めた故郷に、いまその基盤が整いつつあり、文化五年の約束（取極一札之事）は成立したものの、家屋の分割までには至っていない。世間は、また「そなたのようなみすばらしいなりをした者の知ったことか」というだろう。姿がみすばらしいばかりか、住むべき家もない者が、どうして一派の棟梁たりえようか。推測の域を出ないが、そんな考えに追い込まれていたのではなからうか。『七番日記』一月二十六日の記事、「明廿七日出立東都御糺所ニ為上訴云々」なども合わせて、そのように考えられるのである。

注

- 1 原本は所在不明。以下、荻原井泉水校訂『一茶遺稿・志多良』（昭12・岩波書店）による。
- 2 『文政句帳』文政六年一月の条。

3 詳しくは、拙稿「『我春集』の序文をめぐって」(『城西人文研究』第11号、128P)を参照されたい。

4・5 詳しくは、拙稿「『我春集』から『株番』へ」(『城西人文研究』第12号、185~186P)を参照されたい。

6 『七番日記』巻頭の文化九年の項には、「同年十一月十七日出東都、同廿四日至柏原、丘右衛門者家奇宿越年」とある。同日記本文には、十二月の条に「廿四晴 借家入」とある。

7 父弥五兵衛は享和元年五月二十一日没。法事は二十日に繰りあげて営なまれ、十九日には逮夜の勸行、二十日は朝法事、二十一日には親族そろつての寺詣りが行なわれたのである。法事は必ずしも命日に限らないのが普通である。また、初七日や年忌法事の直後に、親族が寺詣りをするのも普通である。

8 『七番日記』同日の条に、「廿六晴 遺言ノ家及倉其外糶滞金卅兩為引取。仙六因不得心、明廿七日出立東都御糶所ニ為上訴。然所妙^(明)專寺御坊因乞和廷引。」とある。

9 熟談書附之事

弥太郎申立之趣、享和元酉年親弥五兵衛死去之節、遺言に而、田畑・屋敷・山林讓請、其砌早速引分可申候処、彼是廷引、去る文化五辰年引分相済申候。然所、酉より卯迄七ヶ年之間、田畑得米、弟專六方に取込置候分、此度元利共に受取申度段、并酉年以来弥太郎分家屋敷も專六住居致候に付、右家賃も受取申度申之。

右に付、拙者共立入、双方熟談之上、取究之趣左之通、

一、右得米代金・家賃等諸事、弥太郎申立之趣、至極尤之筋に有之、金高も過分之儀ニ候得共、^(一)数年延置、此度勘定致候得ば、專六家相続も難相成儀ニ付、立入人共より達而相詫、得米代金家賃等之分として金拾壹兩貳歩、專六より為指出、弥太郎に相渡、是に而万事相済具候様及相談候処、熟談得心之上、慥ニ受取申候。然上は向後何ニ而も弥太郎より勘定掛合決而無之候。

一、家屋敷家財等、先達而議証書付之通、此度引分相済候間、以来双方睦敷致渡世可申候。

右之通双方熟談ニ而相済候上は、重而申分決而無之候。万一異変之儀も有之候はば、加判之者共急度埒明可申候。為後日仍如件。

文化十酉正月

弥太郎印

一野倉
徳左衛門印

- 10 詳しくは拙稿「望郷と回帰」(「俳句とエッセイ」昭49・2所収)や『小林一茶』(新典社、日本の作家34) 15P 以下を参照されたい。
- 11 宗鑑の句は^{出典未詳。}三浦定環の『野狂集』に、「冬俳諧あらかなしやな中のいつはり／きるものも芦のほわたや寒からん」がある。
- 12 信濃毎日版『一茶全集』の年譜では八月二十四日と誤る。

専六改名
弥兵衛印

親類
弥市印

立入人
銀蔵印